

一般社団法人日本肝臓学会専門医制度 認定施設の資格要件

《専門医制度規則より抜粋》

第 10 条 認定施設としての認定を申請する診療施設は、次の各号の条件を全て満たすことを要する。

- (1) 肝臓病病床として 10 床以上有すること
- (2) 常勤の専門医が 3 名以上勤務し、そのうち 1 名以上が指導医（暫定指導医を含む）であること
- (3) 十分な教育指導体制がとられていること
- (4) 割検室を有することが望ましい
- (5) 研修内容に関する監査・調査に対応できる体制が備わっていること
- (6) 施設実地調査（サイトビジット）による評価を受ける体制が備わっていること

第 13 条 認定施設の認定を申請する診療施設の長は、次の各号に定める申請書類を審議会に提出しなければならない。

- (1) 認定施設認定申請書
- (2) 診療施設内容証明書
- (3) 指導医及び専門医の勤務に関する証明書
- (4) 研修管理委員会所属申請書

※認定後の資格更新と資格の喪失について

第 17 条第 2 項

認定施設の更新は 5 年毎に行う。認定施設の認定更新を受けようとする施設の長は、次の各号に定める申請書類を審議会に提出しなければならない。

- (1) 認定施設更新申請書
- (2) 指導医及び専門医の勤務に関する証明書

第 18 条 認定施設は、次の理由により審議会の議を経て、その資格を喪失する。

- (1) 第 10 条に該当しなくなったとき
- (2) 正当な理由を付して認定施設を辞退したとき
- (3) 認定施設の認定更新を受けないとき

【お問合せ】 日本肝臓学会事務局

専門医制度担当

Mail:senmoni@jshep.org

TEL:03-3812-1567